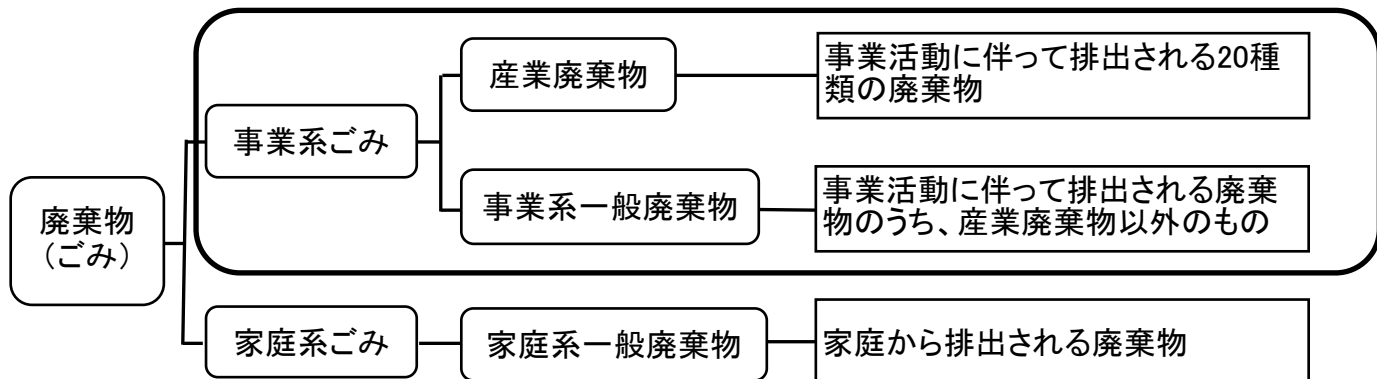


事業系ごみの出し方

事業系ごみとは

店舗・会社・工場・事務所・寺・神社・病院・学校・官公署など、広く公共サービス等を行っているところや、個人営業も含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業系ごみとなります。

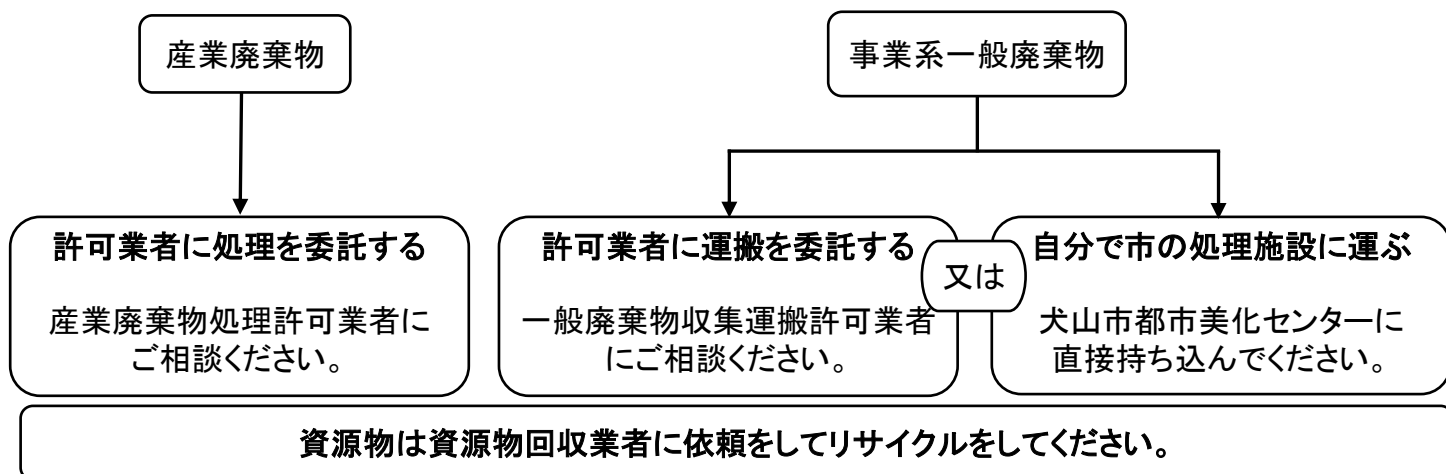


事業者の責務

事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条及び犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第5条により、次の責務があると規定されています。

- 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理すること。
- 事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量化に努めること。
- 製造、加工、販売等に際し、製品や容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないようにすること。
- 廃棄物の減量、適正な処理に関し、国や市の施策に協力すること。

事業系ごみの処理方法



産業廃棄物

●許可業者に処理を委託する

産業廃棄物処理許可業者については下記にお問い合わせください。

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会

電話：052-332-0346

資源物回収業者に依頼してリサイクル

専ら再生利用の目的となる古紙、金属くず、空きびん、古繊維は分別を徹底し、これらを専門に取り扱う資源物回収業者に引き渡してください。

市内の資源物回収業者

種類	業者名	住所	電話
鉄くず	(株)宮岡商店	犬山市上坂町1丁目76	0568-61-0359
鉄くず	ミノキン(株)	犬山市字佐ヶ瀬3-33	0568-68-3344
スチール缶・アルミ缶	(株)サンポー	犬山市字落添25-1	0568-68-2600

その他下記の品目についても、市内の業者がリサイクルを行っています。

種類	業者名	住所	電話
木くず・剪定樹木・草	名古屋港木材倉庫(株) エコワールド犬山	犬山市字角池35番地2	0568-65-9131

事業系一般廃棄物

●許可業者に運搬を委託する

下記の一般廃棄物収集運搬許可業者にお問い合わせください。

業者名	住所	電話
(資)犬山衛生社	犬山市天神町五丁目25	0568-61-7888
(株)東海SUNKEY	犬山市中山町二丁目37	0568-63-3711
(株)愛北リサイクル	犬山市字惣作37番地1	0568-68-2147

※料金については直接許可業者にお尋ねください。

●自分で市の処理施設に運ぶ

下記施設に直接持ち込んでください。

犬山市都市美化センター

住所：犬山市大字塔野地字田口洞39番地128（電話0568-61-3392）

受付時間：平日（月～金）午前8時30分～正午

午後1時00分～午後3時30分

土曜日 午前8時30分～午前11時30分

※土曜日午後・日曜・祝祭日は休み。12/29～1/3は休業

処理手数料：10kgあたり200円

※市の分別基準により必ず分別を徹底してください。適正な分別がなされていない場合は、搬入をお断りすることがあります。

※搬入できるのは犬山市内の事業で発生したごみに限ります。受付時に事業所等の所在地を確認できる下記①②のいずれかをお持ちください。

①搬入される方の社員証

②搬入される方の運転免許証＋名刺又は事業所宛の水道料金領収書やダイレクトメールなど

※市内のごみ集積場について

市内のごみ集積場（可燃ごみ集積場・資源物集積場）は、**家庭系ごみの集積場**です。

少量であっても、事業系ごみを市内のごみ集積場に出すことはできませんので、排出者自ら処理をしてください。

※店舗併用住宅（自宅に店舗や事務所がある場合）

事業で出るごみ（事業系ごみ）と、生活から出るごみ（家庭系ごみ）に分けて排出してください。

【問合せ先】犬山市経済環境部 環境課

電話 0568-44-0344

ファックス 0568-44-0367

Eメール 020300@city.inuyama.lg.jp